

令和6年10月25日

令和6年10月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月25日（金）午前10時から午前11時10分
- 2 開催場所 徳島県農業協同組合 石井営農経済センター 2階 会議室
- 3 出席委員 （13人）

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 会長 | 1番 | 田幡 | 裕 |
| 委員 | 2番 | 久米 | 基敬 |
| | 3番 | 岩本 | 達也 |
| | 4番 | 阿部 | 義明 |
| | 5番 | 吉浦 | 武夫 |
| | 6番 | 山口 | 裕美 |
| | 7番 | 上田 | 敏雄 |
| | 8番 | 藤井 | 利夫 |
| | 9番 | 綱木 | 厚夫 |
| | 11番 | 廣瀬 | 茂晴 |
| | 12番 | 上田 | 武志 |
| | 13番 | 近久 | 光雄 |
| | 14番 | 大西 | 佐知子 |

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 非農地証明願について

局長 ただいまより令和6年10月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、10番棄内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 議事録署名委員は6番山口委員、7番上田敏雄委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号174及び受付番号176から178については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
なお、受付番号175については、譲渡人が所有する、申請地の隣接地の田に雑草が繁茂し、遊休農地となっているため、石井町農業委員会が定める農地法第3条にかかる許可要件を満たしていないことから、改善するよう指導しているところがあります。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号174について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案第35号、受付番号174、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
10月16日に吉浦委員と岩佐委員、私の3名で申請地に出向き、譲受人に会い聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目は田、1、132

m、町外に居住する譲渡人から譲受人への有償移転です。

譲渡人は、トラクター、コンバイン等の耕作に必要な農機具を所有しております。

なお、この農地は袋地であり、道路と接している部分はありません。道路との間にある〇〇氏の農地の一部を通行して、いままで耕作しておりました。これからも同様に通行して耕作を行うとのことです。

〇〇氏の農地を通行することが永続的に保証されていないことについて、懸念される部分もありますが、農地法第3条許可はやむを得ないと考えられます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(8番藤井会長職務代理挙手)

8 番 〇〇氏が耕作者の通行を認めていることは、直接確認されておりますか。

4 番 直接は確認しておりませんが、譲渡人とその前の申請地の所有者の時代から暗黙の了解で通行を認めているとのことです。

事務局 袋地への進入については、囲繞地通行権が認められています。
また、申請地へは〇〇氏の農地の南の端に限定して通行しています。
よって、農地法第3条許可の不許可要件にはならないと考えております。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号174について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号174は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号175について、浦庄字大万の担当であります3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第35号、農地法第3条許可申請、受付番号175について、説明いたします。

10月16日に阿部委員と吉浦委員、私の3名で、譲受人に会い、現地確認及び聞

き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字大万〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田、877㎡です。

譲渡人が県外に居住し農地の耕作が困難であるため、申請地を耕作してきた譲受人と農地を売買するものであります。

現在、譲受人は水稻を〇〇〇〇㎡耕作し、トラクター〇台、コンバイン〇台、田植機〇台、乾燥機〇台を所有し、年間250日農作業に従事しております。

しかし、さきほど事務局が説明したとおり、譲渡人が所有する隣接地が遊休農地となっており、このまま放置すると申請地を含む周囲の耕作に影響が出ると見込まれます。

事務局がこのことを譲渡人に連絡したところ改善の意向を示したものの、本総会には間に合わなかったとのことでした。

よって、本総会時点では許可要件を満たしておりませんが、近日中に改善の見込みがあるため審議保留とし、次回の総会にて許可とするか否か判断してはいかがかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、審議をいたします。

受付番号175について、隣接地が譲渡人の所有する遊休農地であるものの近日中に改善される見込みであるとのことから、本総会では審議保留とし、次回の総会で改めて審議することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号175は審議保留とし、11月総会において審議することに決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号176について、石井字尼寺の担当が私でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第35号、受付番号176について、説明を代読いたします。

10月15日に久米委員と私で申請地に出向き、農地法第3条所有権有償移転の件で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

地目、地積は議案書のとおりです。

譲渡人は申請地を相続したものの、町外で生活していることから管理が困難とな

っており、申請地の近くに住む譲受人が購入に同意したことから本申請にいたった
とのことです。

譲受人は、申請地の東に隣接する農地で景観形成作物を栽培しており、申請地でも
同じ作物を栽培するとのことです。

農業従事要件に関しましては、夫婦とも年間250日従事します。

農作業に必要な農機具もすべてそろっております。

所有権移転後も農地を適切に利用、管理していきたいとのことであることから、
許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号176について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいた
します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号176は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号177につきましても、石井字尼寺の担当が私であります
ので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第35号、受付番号177について、説明を代読いたします。

10月15日に久米委員と私で申請地に出向き、農地法第3条所有権有償移転の
件で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

地目、地積は議案書のとおりです。

譲渡人は申請地を相続したものの、町外で生活していることから管理が困難とな
っておりました。

譲受人は、譲渡人の住宅を売買するにあたり、農地も一緒に購入することになっ
たことから本申請にいたったとのことです。

譲受人は、徳島市でも農地を所有しており、申請地と合わせると耕作面積は〇〇
〇〇㎡となります。

申請地には、景観作物が植えられており、今後も同様に栽培を続けていきたいとの
ことです。

農業従事要件に関しましては、年間250日従事の予定とのことです。

農機具は、管理機〇台、噴霧器〇台、軽トラック〇台を所有しております。
譲受人の居住地から申請地までは約3 km、6分で到着するため、耕作に影響はないと思われます。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号177について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号177は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号178について、高原字関の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第35号、受付番号178について、説明を代読いたします。

10月12日に藤井会長職務代理、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権有償移転の件で譲受人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字関〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が畑、1, 223㎡です。

申請地は、道路に接しておりませんが、隣接し譲渡人が所有する、原野の一部を通過して耕作を行っていたとのことです。

しかし、数年前にその原野を譲受人に有償譲渡し、その時点から譲受人に耕作を依頼して、大根やカブを栽培していたそうです。

今回は、申請地について譲渡人から有償譲渡したいと申出があり、本申請にいたったとのことです。

譲受人は町外に居住しておりますが、自宅から申請地までの距離は約3 kmであり、耕作に問題はありません。

また、申請地の近くで、約〇〇〇〇㎡を借り入れて耕作しており、申請地と合わせると耕作面積は〇〇〇〇㎡となる予定です。

申請地では、今までどおりの作物を栽培する予定とのことから周辺農地への影響はないと見込まれます。

農作業には、年間180日従事するほか、農繁期には臨時作業員を雇用します。
農機具についてもトラクター〇台、バックホー〇台など耕作に必要な機械を所有しており、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。
よって、許可相当と考えるので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号178について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号178は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第36号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号179、180については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号179について、高川原字高川原の担当であります13番近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第36号、非農地証明願、受付番号179について、説明いたします。
10月17日に大西委員と私、事務局の片岡主幹の3名で代理人の行政書士及び申請者と現地確認及び聞きとり調査を行いました。
申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は宅地、457㎡です。
先代以前から、南側に隣接する宅地とともに、自宅と家業にかかる一体利用の敷地として、工場兼居宅を建設していたとのことです。
この建物は昭和54年の新築後、増築をへて現在の状態となっております。
現在も申請地に工場兼居宅が建っており、農地への復元は著しく困難です。
平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書に、工場兼居宅が写っております。

申請地は高川原水利組合の受益地でありましたが、すでに脱退済であることを確認しております。

よって、非農地証明の交付において、特に問題はないと思われます。
審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号179の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

申請者の先代以前から申請地に家業の工場兼居宅を建設し、現在の状態になったとのことです。

この建物は、平成13年3月付けで登記されております。

また、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書において、申請地上に工場兼居宅が写っていることを確認できます。

現在もこの建物の敷地となっていることから、農地への復元は著しく困難です。

申請地は高川原水利組合の受益地でありましたが、過去に脱退済であります。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号179について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号179は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号180について、高川原字桜間の担当であります14番大西委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第36号、非農地証明願、受付番号180について、説明いたします。
10月17日に大西委員と私、事務局の片岡主幹の3名で代理人の行政書士に会い、現地確認及び聞きとり調査を行いました。
申請地は、高川原字桜間〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は雑種地、165㎡です。
平成7年の店舗建設時ごろより県道からの入口を確保するため進入路としましたが、店舗にかかる開発申請から漏れてしまっていたため、転用申請ができていなかったようです。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
現在も申請地は舗装され、店舗の進入路として不可欠な状態であることから、農地への復元は著しく困難です。
よって、非農地証明書については、交付相当と思います。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号180の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。
概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。
申請地は、少なくとも平成15年以前から舗装され、南側店舗への進入路となっております。
現在も店舗への進入路となっており、農地への復元は著しく困難です。
このことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で、舗装とマーキングが確認できます。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号180について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号180は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
本総会では、報告事項はございません。
只今をもちまして、令和6年10月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。